

## 議第45号

## 京都市水道事業条例の一部を改正する条例の制定について

京都市水道事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月1日提出

京都市長 松 井 孝 治

## 京都市水道事業条例の一部を改正する条例

第1条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第24条の4中「管理者が定めるところにより、管理者が定める」を「別表第10に掲げる」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 前項の手数料は、申請の際に納入しなければならない。
- 3 既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

別表第9の次に次の1表を加える。

別表第10（第24条の4関係）

区 分		手数料（1件につき）
第6条第2項 の規定による 審査	外 部 接 続 工 事	5,400 <sup>円</sup>
	内 部 工 事	5,000
	水洗便所の築造に伴う増設工事	1,250
	そ の 他 の 工 事	2,500
第6条の2第 1項の規定に よる検査	外 部 接 続 工 事	9,300
	内 部 工 事	8,900
	水洗便所の築造に伴う増設工事	3,900
	そ の 他 の 工 事	4,750

備考1 「外部接続工事」とは、給水装置の新設又は改造の工事であって、その施行の範囲に配水管から分岐する部分を含むものをいう。

2 「内部工事」とは、給水装置の新設又は改造の工事であって、その施行の範囲に配水管から分岐する部分を含まないもの（改造の工事にあつては、当該部分を除く全部を改造する工事に限る。）をいう。

3 「水洗便所の築造に伴う増設工事」とは、下水道法第2条第8号に規定する処理区域内において施行する水洗便所の築造に伴い給水装置を増設する工事のうち、増設する給水栓の数が3以下の工事をいう。

第2条 京都市水道事業条例の一部を次のように改正する。

第24条の4第1項中「第6条第2項」を「法第16条の2第1項の規定による指定を受けようとする者又は法第25条の3の2第1項の規定に基づく指定の更新、第6条第2項」に、「又は」を「若しくは」に改める。

別表第10第6条第2項の規定による審査の項を次のように改める。

法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定の申請に対する審査		円 10,000
法第25条の3の2第1項の規定に基づく指定給水装置工事事業者の指定の更新の申請に対する審査		10,000
第6条第2項 の規定による 審査	外 部 接 続 工 事	5,400
	内 部 工 事	5,000
	水洗便所の築造に伴う増設工事	1,250
	そ の 他 の 工 事	2,500

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、同年9月1日から施行する。

##### (適用区分)

2 第1条の規定による改正後の京都市水道事業条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の京都市水道事業条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

提案理由

指定給水装置工事事業者の指定及び当該指定の更新の申請に対する審査に係る手数料を定める等の必要があるので提案する。